

平成20年9月 日

岩手県知事 達増拓也様

申し入れ団体

三陸の海を放射能から守る岩手の会
豊かな三陸の海を守る会
放射能から気仙の海辺を守る鰐の会

県土を放射能汚染から守るための要望書

表記の件について、以下により要望いたします。

要望事項

- 1) 六ヶ所再処理工場に貯蔵されている高レベル放射性廃液の安全管理を徹底し、地震などの不測の事態に際し、放射性物質の漏出事故や爆発事故が決してないように万全を期すことを関係諸機関に申し入れること。。
- 2) 六ヶ所再処理工場から海に、空に放出されている放射性物質について、岩手県民が安心して生活できるように、可能な限り放出を抑制するよう、関係諸機関に申し入れること。
- 3) 六ヶ所再処理工場直下の活断層の存在が否定できない限り、工場の操業中止を求めるこ。
- 4) 放射能の環境基準、海洋放出基準の設定を促し、環境基本法第13条(放射能による環境汚染防止の条項)が具現化されるよう、原子力関連法の整備促進を国に働きかけること。
- 5) 岩手の県土に核燃サイクル施設や関連研究施設から発生する放射性廃棄物の最終処分場建設を認めないこと。またこれらの放射性廃棄物の一時保管など搬入を認めないこと。

理由

- 1) 現在、日本原燃(株)六ヶ所再処理工場には、ガラス固化溶融炉故障のため非常に危険な高レベル放射性廃液が約 230m³ ほど貯蔵されています。これは絶えず攪拌し冷却しなければ沸騰し環境に漏れ出す恐れがあります。また放射線分解により発生する水素や、レッドオイルによる爆発が心配されます。本年 5 月に、三人の変動地形学者が工場直下の活断層の存在を指摘し、最大でマグニチュード 8 クラスの大地震の可能性を示唆しています。日本原燃は直下地震についてはマグニチュード 6.5 までしか評価しておりません。高レベル放射性廃液は、冷却機能が阻害されると約 15 時間で沸騰すると言われていますが、もしこのような事態になれば、チェルノブイリ事故以上の大惨事になることが予想されます。
- 2) 平成18年3月31日に、六ヶ所再処理工場でアクティブ試験が開始されてから、2年以上が経過しました。この間、約360トンの使用済み核燃料がせん断されプルトニウムが抽出されました。同時に、海や空に大量の放射能(放射性物質)が放出されました。海には主として放射性のトリチウム、空にはク

リプトン85、炭素14が除去されないまま全量放出されています。周辺住民の被ばく量を年間 0.022 ミリシーベルトと算出し、少ないから安全といって、海洋などの環境アセスメントすら実施されていません。しかし、海には一般人の放射線年間摂取限度の3億3千万人分、空には4千万人分の放射能を放出しながら、安全を主張するのは到底納得できるものではありません。三陸の海の生態系はどうなっていくのでしょうか。海産物に取り込まれる放射能はどうなのでしょうか。放射能の影響を受けやすい胎児・幼児、海水に直接触れる漁民やサーファーの安全は、本当に守られるのでしょうか。不安は増すばかりです。トリチウムやクリプトン85など全量放出されている放射能の除去技術は研究され目処がついているといいます。除去装置の設置で、不要な放射能の放出を防ぐことが出来ます。

* 日本原燃(株)・青森県・六ヶ所村の三者で締結している安全協定5条で 事業者は放射能の低減化を図ることが謳われています。

3)再処理施設安全審査指針(原子力安全委員会決定)の指針1.基本的立地条件には「事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、再処理施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。1, 自然環境 (1) 地震、津波、地すべり、…

(2) 地盤、地耐力、断層等の地質及び地形 等があげられています。本年 5 月に、三人の変動地形学者が工場直下の活断層の存在を指摘し、最大でマグニチュード8クラスの大地震の可能性を示唆しています。活断層上の再処理工場は決して認めるわけにいきません。

4)環境基本法第 13 条(放射性物質による大気の汚染等の防止)では「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法規で定めるところによる」とあります。しかし原子力基本法には、この条項を具現化する条項がありません。少し近いと思われるものに第 20 条(放射線による障害の防止措置)がありますが、これは放射性物質から環境を守る視点のものではありません。「公共の安全を確保する」とありますが、これは「大気、水質、土壤の環境汚染防止」とは受け取れません。関連法律として放射線障害防止法を見ると、「放射性同位元素の取扱等による放射線障害の防止と公共の安全」が目的となっており、放射性物質による環境汚染防止が目的ではありません。ほかの原子力関連法規でも環境基本法第13条を具現化する条項はありません。これは法律の整合性を欠く大きな問題ではないでしょうか。放射能から環境を守る法律がおざなりにされてきたとしかいいようがありません。この件に関して「環境基本法の理念は原子力施設でも該当する」と環境大臣が国会で答弁しています(平成 20 年 6 月 10 日参議院環境委員会)。将来の世代への配慮、環境負荷の未然防止、地球環境の維持など理念を尊重する厳密な法整備が必要と思われます。

5)六ヶ所再処理工場では昨秋から高レベル放射性物質のガラス固化体製造が始まり現在すでに61 本のガラス固化体が製造されています。ガラス固化体は、直近にいると20秒で死にいたるという危険なものであり、数万年もの間生活環境から隔離・管理しなければなりません。最近、全国的に地下埋設最終処分場候補地公募の宣伝が盛んに行われています。一昨年、高知県東洋町で誘致の動きがありました

が、誘致に反対する町長が当選し、「放射性物質持ち込み拒否条例」が議決され、誘致が撤回されました。また、本県遠野市では地層処分に関する調査計画が発覚し、市長をはじめ市民の反対で中止になっております。その後全国各地で計画が浮上しましたが住民の反対でみな立ち消えになっております。このように候補地が決まらないことから、国は、全国各地での説明会開催、直接市町村に公募書類を送付、交付金の増額など働きかけを強めております。北上山地など本県の古い地層は、高レベル最終処分場に加えて研究用放射性廃棄物最終処分場としても着目されています。そもそも高レベルの放射性廃棄物を数万年も安全に埋設できるのか、環境に漏れ出さないことを誰が保証できるのか、問題はこの二点に集約されます。業界代表の専門家が多数を占める専門委員会において、このような国民の将来に関わる重要な問題が安易に決定され推し進められている現状は正されなければなりません。公正な判断が出来るよう委員構成や審議の透明性(情報公開)の担保などの改善をぜひ早急に働きかけて下さい。

全国の人々へ安全安心な食材を供給してきた天恵の海が放射能で汚染されることのないよう、また岩手県民の生命財産と健康で文化的な生活が未来永劫守られるよう、上記項目についてご尽力頂きたくお願い申し上げます。

申し入れ団体